

## 第16回新潟市地域自治委員会 会議概要

日時：平成18年11月8日（水）午後2時

会場：新潟市役所本館6階第3委員会室

開会

議事「区自治協議会条例案について」

（熊倉課長）

<区自治協議会設置条例中間報告素案からの主な変更点について資料に沿って説明>

（小川会長）

今の説明についてお気づきの点などがあれば一括してお願いしたい。

（木戸委員）

3点ほど質問する。第2条の委員資格ごとの構成人数内訳はどのような目安を考えているのか原案があればお聴きしたい。

次に、推薦会議は1区から8区までそれぞれで開催するのか、それとも各区まとめて一括で開催するのか。

もう1点は、任期については2年で良いと思うが、その後に何期か間隔を空けた後に、再び委員になることは可能とするつもりなのか。

（熊倉課長）

それぞれの委員構成人数の内訳は、この条例の中では考えないで各区の実態に応じて構成することとなる。想定としては、コミュニティ協議会からはもれなく委員を推薦していただくことになるが、公募委員数等については各区の推薦会の中で決定していくことになる。また、推薦会の開催はそれぞれの区で行なうものと考えている。また、任期は1人の自然人について最長4年までということで考えている。

（木戸委員）

例えば同一人でも、30代と40代になった時の考え方は良い意味で様々な経験を積んで変化がある可能性もあり、そのような人材が必要になってくる場面も考えられる。10年後位には再度委員になれるように運用方針で柔軟な対応ができるようにした方が良いと思う。

（小川会長）

木戸委員の指摘のように、そのような場面も十分に想定できる。

（眞谷委員）

PTA会長を経験してその後、町内会代表になるケースも考えられる。

（熊倉課長）

ガイドライン的なものを作成するときの課題として整理する。

（小川会長）

説明の通りでよいか。（異議なし）

（眞谷委員）

学識経験者は区内に住んでいる人でないと該当しないが、例えば区によっては大学が区内になかったり法律に詳しい人がいないなどが考えられる。

（熊倉課長）

原則は区民で構成する。逆に区民以外が委員になった場合は反発も予想されるのではないかと。公共的団体等から区民以外の方を選出してくる場合は考えられる。

( 眞谷委員 )

公認会計士なども学識に含まれるのか。

( 広橋部長 )

学識といっても範囲が非常に曖昧である。むしろ、有識者と言った方が良くらいである。大学関係だけではなく、もっと広い視点で学識というものを考えていった方がよい。

( 木戸委員 )

委員以外の者を会議に出席させる規定で対応すれば良いのではないか。

( 河田委員 )

審議の内容に応じてその必要がある時にお願いすればよい。

( 眞谷委員 )

学識経験者については委員としなくとも、委員以外の者を会議に出席させる規定で対応できることで了解する。

( 石附委員 )

公共的団体等の括り方については、NPO 全てに該当する訳ではなく、中には当てはまらない団体もでてくる。狭い解釈にされてしまうことも考えられる。

( 小川会長 )

NPO 等には社会貢献団体だけではなくそれ以外の目的で結成されたものもある。

( 川崎主幹 )

公共的団体等とは地方自治法上にも規定がされており、公共的な活動を行っていれば法人格の有無にもこだわらず、幅広い団体を含んでいるものである。

( 熊倉課長 )

コミュニティ協議会も含まれるものである。

( 河田委員 )

コミュニティ協議会の代表は、団体によって自治会長ばかりが選出されてしまわないのか。

( 広橋部長 )

コミュニティ協議会は各地域の任意団体であるため、その構成内容は様々である。公共的団体がコミュニティ協議会の構成員の代表として選出される場合もある。

( 河田委員 )

コミュニティ協議会から選出の委員割合が一番多いことになる。ここで地域課題を解決していくことが区としての発展につながるものである。

( 熊倉課長 )

各団体からの選出者は、会長に限定せず広がりを持たせるために代表者ではなく選出者としている。全体の意識も高めていく必要がある。

( 石附委員 )

公募委員は最低で何人位を想定しているのか。

( 熊倉課長 )

地域の実情において各推薦会で決めることになる。概ね3人程度を目安に募集した準備会では最多で6人、最低で1人となっている。公募が少ないところは、準備会での公募委員は推薦会の委員になるため、自薦を避けることから区自治協議会の委員になれないとした影響もあるのかも知れない。これらも一つの目安となる。

(小川会長)

委員全体枠からコミ協、学識、公募を差し引いた数を公共的団体等に充てることになるが、この公共的団体等が数多くあり、また活動面においてもより活発である。条例ができてしまうと、条例に合わせなくてはならないことから、運用指針で幅を持たせられるようにしていただき、30人の構成員に入れない団体等の意見を反映できるような形にしてほしい。うまくやらないとせっかく芽生えてきたこれまでの流れを止めてしまいかねない。

(熊倉課長)

部会の構成員は協議会委員に限定しておらず、委員でなくても各部会に参加することは可能である。部会については規則で定め、各区において要綱を作成してもらうつもりである。

(広橋部長)

これについては地域自治部会でも議論となった。部会について、どこまでを構成範囲とするのか考える必要がある。

(小川会長)

部会の方が会議の回数が多くなる。費用弁償が全員でなく委嘱された一部の委員だけではおかしくなるのではないか。

(広橋部長)

概ねの委員構成についても指針を出す方向としたい。

(河田委員)

区の課題はどんどん変化していくものだと思う。形骸化しないよう様々なシミュレーションをしていく必要がある。

(広橋部長)

条例としてはこの案で落ち着かせたいというのが事務局の考えである。

(小川会長)

1区で言えば、任意団体である100人委員会の委員を部会に入れたいと考えている。そうしないと、道路問題など偏った課題ばかりになりかねない。費用弁償は出せるように考えていただきたい。

(熊倉課長)

現段階では、部会の会議における費用弁償は、任意の会議と位置づけることから出さない予定である。附属機関の会議としては全体会議のみを想定している。

(眞谷委員)

4区で言えば全く状況がちがっている。1区のようなレベルまでになっていければ良いが、なかなか難しい。地域によって弾力的に運用することで良いのではないか。

(広橋部長)

区のあり方として予算要求してもらえれば良いのではないか。

(小川会長)

幅を持たせてあれば対応できるだろう。

(河田委員)

果たして、全部において費用弁償をしなければ参加が望めないものなのか。

(広橋部長)

予算があると、かえってそれが足かせになってしまう場合もありうる。

(石附委員)

条例案の中に日額3,000円とあるが、金額を入れてしまって良いものなのか。

(熊倉課長)

他との整合性がとれない面もありスマートではないが、条例に根拠を定めることになった。

(木戸委員)

費用弁償を3,000円としたような、他の附属機関での事例はあるのか。また、こちらから参考人として会議に呼んでおいて半日は潰れてしまうのにもかかわらずバス代程度の支給で良いものなのか。

(河田委員)

謝礼としての出し方もあるはずではないか。

(川崎主幹)

参考人の方には市外、県外でも旅費を支給することができる。予算の中で工夫して必要があれば報償費も支給可能である。定額の費用弁償は、農業委員会委員と議会議員の2つで実施しており、2,500円から5,000円となっている。その間の金額で調整した。また、地域審議会委員の旅費日当が3,000円であることも考慮した。

(広橋部長)

区の予算については、踏み込めない側面もある。

(熊倉課長)

地域コミュニティ育成費や地域振興費で対応できる部分もあろうかと考えている。

(小川会長)

区長サイドで予算を持ってないとだめだ。

(広橋部長)

条例以外の部分で盛り込む内容についても戦略本部にあげて報告をさせていただくこととしてはどうか。(委員賛成)

(小川会長)

任期が3年から2年に変わったがこれについてはどうか。(委員賛成)

(小川会長)

条例については原案の形で進めることにし、個々に意見があった部分については運用指針において細かい配慮をお願いすることとしたい。

(眞谷委員)

最後に、12条でその他必要事項は規則において定めることとしているが、規則の変更はしやすいものなのか。

(熊倉課長)

議会案件ではないが、市長決裁事項である。

(河田委員)

区役所所管施設の指定管理者についても区自治協議会で諮るものなのか。

(広橋部長)

区自治協議会では運営管理の方針部分を諮るのであり、業者そのものを決める訳ではない。

(熊倉課長)

本日の会議はこれで終了します。皆様のご意見を踏まえて成案を作成させていただきたいと思います。